

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による見解書……………一

（環境局総務部環境政策課）……………一

告示（選）

○東京都議会議員選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………七

公告

○東京都議会議員選挙の立候補予定者に対する説明会の開催……………七
（東京都選挙管理委員会）……………七

○東京都議会議員選挙の候補者届出書等の事前審査……………九
（同）……………九

○東京都議会議員選挙における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………二
（同）……………二

○東京都議会議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………三
（同）……………三

○土地収用法施行令に基づく公示送達……………三
（東京都収用委員会）……………三

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………三
（下水道局）……………三

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………四
（同）……………四

正誤

○平成二十九年三月二十三日付東京都告示第五百二号…四

告示

●東京都告示第七百八十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十五条第一項の規定に基づき、豊海地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

豊海地区再開発準備組合

理事長 衣川 洋

中央区豊海町二番二十四号

二 対象事業の名称及び種類

豊海地区第一種市街地再開発事業

住宅団地の新設、高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置する中央区豊海町二番及び勝どき六丁目七番の一部の区域において、最高高さ約百八十九メートル、延べ面積約二十二万平方メートルの集合住宅（戸数二千五百五十戸）及び店舗等を主要用途とする高層建築物の建設を行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が四件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年四月二十六日から同年五月十五日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

イ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について都民から4件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長（中央区及び港区）からの意見が2件提出された。

意見等の内訳は、表1に示すとおりである。

これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表2～4に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	4
事業段階関係区長からの意見	2
合計	6

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	1. 事業計画全般	事業者の見解
意見の内容	一部、特別区道について、廃止を前提とした計画となつては、現に利用されている生活道路でもあり、今回の環境影響評価案に盛り込まれている点に、違和感があると言わざるを得ない。この点は、別途、関係各所との協議が必要と考える。	本事業では、計画地を含む地区が東京都及び中央区の上位計画において、土地を高度利用してゾーンスペースや多様な住宅をつくる地区として位置づけられていることを踏まえ、全体計画において総合的な土地利用の検討を行い、事業計画の中で、地域に不足している広場やゾーンスペース、生活利便施設を配置する計画としています。 検討に当たっては、計画地内の特別区道の再編を含めて、中央区と協議を重ねながら、土地の一体利用と高度利用を図り、ゾーンスペース（補助314号区域）と連続した広場や、外周道路沿い（歩道状空地）等に歩行者通路を確保し、現状の生活道路の機能を継続させながら、月島ふ頭と朝潮運河をつなぐ「水と緑のネットワーク」の形成に寄与できる計画としています。 工事の施行中は、再編に伴う特別区道中月865号線及び特別区道中月866号線の陸道などにより、ご不便をおかけすることになりますが、安全確保の上、十分な対策を実施していきます。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

表2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	2. 大気汚染、騒音・振動	事業者の見解
意見の内容	清澄通り 高上げに伴い、交差点「豊海区民館入口」から豊海方面に向け勾配になります。この通りは日常的に大型トラックが通行しており、現状でも加速時の排気ガスによる健康影響が危惧されている状態です。登り勾配になることで、加速時の排気ガス（および騒音）にどの程度の影響があるかを評価していただきたくお願いいたします。	防潮堤の整備に伴う清澄通りの一部かさ上げは、防潮堤の管理である東京都が計画していただきます。かさ上げの平均傾斜角度は3.8%であり、また、この防潮堤整備により、現在の陸こうは廃止する計画であると同っています。 かさ上げ区間の延長は短いことから、上り坂での加速による排気ガス及び騒音の影響は、清澄通りの平坦部分（評価書案で示した予測地点②）と同等であると考えております。 大気汚染及び騒音・振動の予測地点②については、清澄通り沿道の北側に面して立地している集合住宅への影響を考慮して設定しました。 本事業では、工事の施行中において工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動について、工事の完了後において関連車両の走行に伴う大気汚染について事後調査を実施し、環境保全のための措置の実施状況とあわせて環境影響評価手続の中で東京都に報告していきます。 なお、防潮堤に関しいただいた貴重なご意見は、関係機関にお伝えいたします。
項目	2. 大気汚染、騒音・振動	事業者の見解

表 2(3) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
3. 日影	北側に立地する集合住宅等への日影の影響が低減されるよう、計画建築物の配置や形状の見直しをお願いします。 当管理組合の建物の一部は現在計画されている建築物により日に2時間以上の日影が生じることとなり、許容できるものではない。また、日影障害の緩和または賠償問題への対応策を計画に反映すべきと考える。	本事業の計画地を含む地区は、東京都及び中央区の上位計画において、土地を高度利用して、オープンスペースや多様な住宅をつくる地区として位置づけられています。 環境影響予測評価では教育施設、福祉施設、医療施設、公園等の施設には計画建築物による2時間以上の日影は生じないと予測しました。 なお、計画地及びその周辺は、浜離宮恩賜庭園を除いて日影規制区域に指定されておりませんが、計画建築物の計画策定に当たっては、評価書案に示した以下のような環境保全のための措置を実施し、計画地周辺の日影への影響を低減するよう配慮しています。 ・計画地の北側に立地する集合住宅等を勘案し、計画建築物の配置や形状に配慮する。 ・計画地の北側に対する計画建築物の幅を小さくするため、計画建築物を清澄通りに対して約45度回転して配置する。 ・計画地北側への日影の影響を軽減するため、東棟を南側にずらして配置する。 その他、日影への影響を低減するために、以下の2点についても配慮しています。 ・計画建築物の形状は、高層部を2棟に分棟し、さらにコーナー部を面取りして1棟の建物をスリム化した。 ・敷地内に空地や緑を確保して、清澄通りからの隣隔を確保した。
3. 日影	私が居住する集合住宅は計画地の北側に立地し、3時間以上4時間未満の日影の影響が発生します。これは、本事業の目的である「計画地内及び周辺地域が安全安心、快適に暮らすための基盤整備」に抵触します。 本事業で計画されている建物の高さを再開発前の現行の建物の高さまで引き下げることがを要望いたします。	本事業の計画地を含む地区は、東京都及び中央区の上位計画において、土地を高度利用して、オープンスペースや多様な住宅をつくる地区として位置づけられています。 環境影響予測評価では教育施設、福祉施設、医療施設、公園等の施設には計画建築物による2時間以上の日影は生じないと予測しました。 なお、計画地及びその周辺は、浜離宮恩賜庭園を除いて日影規制区域に指定されておりませんが、計画建築物の計画策定に当たっては、評価書案に示した以下のような環境保全のための措置を実施し、計画地周辺の日影への影響を低減するよう配慮しています。 ・計画地の北側に立地する集合住宅等を勘案し、計画建築物の配置や形状に配慮する。 ・計画地の北側に対する計画建築物の幅を小さくするため、計画建築物を清澄通りに対して約45度回転して配置する。 ・計画地北側への日影の影響を軽減するため、東棟を南側にずらして配置する。 その他、日影への影響を低減するために、以下の2点についても配慮しています。 ・計画建築物の形状は、高層部を2棟に分棟し、さらにコーナー部を面取りして1棟の建物をスリム化した。 ・敷地内に空地や緑を確保して、清澄通りからの隣隔を確保した。

表 2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
4. 風環境	風環境については、本計画実施の際に完成後、シミュレーションによる値との間に隔たりが生じることがあつてはならない。そのような事案が確認された際の対応策を計画に反映すべきと考える。	工事の完了後においては、事後調査を実施し、予測結果を検証します。事後調査の結果、予測を上回るような風環境が確認された場合には、その原因を解析し、計画建築物による影響が明らかとなった場合には、追加の植栽を行う等、再開発組合が中心となって、速やかな対応に努めます。
4. 風環境	風環境については、本準備組合から、「計画建築物建設後は、適切な防風対策を実施することにより、計画地内及び周辺地域の風環境に変化はあるものの、住宅地相当の風環境(ラック1及びラック2)を維持することができると予測します。」と記載があり、以下の措置をとるものと記載されています。 ・地上部に防風効果のある植栽を適切に配置します。 ・防風効果を持たせる植栽については、転倒防止対策を実施するほか、維持管理を徹底します。 ・防風効果を持たせる植栽以外にも中高木を含む植栽を行います。 しかしながら、計画地周辺において高層住宅の存在を起因とするビル風により煽られ、私の家族が移動中転倒して怪我を負う事故が発生しています。 本事業の説明だけでは同様の事故の再発を防止することは確認できませんので、本事業で計画されている建物の高さを再開発前の現行の建物の高さまで引き下げることがを要望いたします。	本事業の計画地を含む地区は、東京都及び中央区の上位計画において、土地を高度利用して、オープンスペースや多様な住宅をつくる地区として位置づけられています。 計画建築物の計画策定に当たっては、計画地周辺の風環境への影響を低減するために、 ・高層部を2棟に分棟し、さらにコーナー部を面取りして1棟の建物をつくらない。 ・高層部を2棟に分棟し、さらにコーナー部を面取りして1棟の建物をつくらない。 ・清澄通りに対して建物の壁面を角度回転させ、主風向に対して建物の壁面を正対させない配置とする。 ・高層部の建物の角を落としてスリム化する。 ・高層部の建物間を極力広く確保する。 ・低層部を張り出す形状とし、さらに庇を設置するなど配慮をしています。 また、計画建築物周りや広場に高さ6～8mの常緑樹を防風植栽として適切に配置することにより、工事の完了後において計画地及びその周辺で住宅地として許容できる風環境を維持することができるとして計画されています。 本事業の実施に当たっては、計画地内に風洞実験で設置した防風植栽のほかにも常緑樹を植栽する計画としていますので、それらの樹木によってさらなる防風効果が期待できるものと考えています。 なお、工事の完了後において事後調査を実施し、その結果、予測を上回るような風環境が確認された場合には、その原因を解析し、計画建築物による影響が明らかとなった場合には、追加の植栽を行う等、再開発組合が中心となって、速やかな対応に努めます。

表 3(1) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	1. 施工計画	事業者の見解
(施工計画)	意見の内容	事業者の見解
1	工事用車両による道路上における待機駐車がないように努めること。	工事用車両については、施工業者に対して道路上における待機駐車等の禁止、アイドリング・ストップ等の指導を徹底してまいります。
2	工事用車両の集中を避けて平準化するなど地域住民等への交通便利に係る影響が極力小さくなるように調整を図ること。	地域住民の方等への交通便利に係る影響が極力小さくなるように、施工計画の立案に当たっては、工事関係者の通勤は可能な限り公共交通機関の利用に努め、車両を利用して通勤する場合は可能な限り相乗り等を実施することによる工事用車両の走行台数の抑制、工事の平準化による工事用車両の走行の集中の回避等に配慮してまいります。
3	工事用車両の走行ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全を確保すること。特に隣接する区立豊海小学校・幼稚園の児童・幼児の登校時、下校時の安全確保を図ること。 また、本事業の施工期間中に、東京都計画道路幹線街路線状第2号線の利用が出来ない場合、工事用車両の走行ルートの見直しに伴い、大気汚染、騒音・振動等の評価について再検討を行うこと。	工事用車両の走行については、施工業者に対して住宅、教育施設、福祉施設等の近傍における安全走行の徹底を指導します。特に豊海小学校・豊海幼稚園の通学・通園時間帯においては通学路付近に誘導員を配置するなど、関係機関と十分協議した上で、歩行者の安全確保を徹底します。 なお、本事業の実施に当たっては工事用車両の走行ルートの見直しを行う場合は、必要に応じて大気汚染、騒音・振動の予測評価を再検討します。
項目		事業者の見解
2. 大気汚染		事業者の見解
(大気汚染)		事業者の見解
1	工事の施工中、次の事項に留意するとともに、十分な対策を講じること。 (1) 工事の実施に当たっては作業計画を十分検討し、建設機械及び工事用車両の集中稼働を避けるとともに、最新の排出ガス対策型の建設機械及び最新排出ガス規制に適合した工事用車両の使用に努めること。	工事の実施に当たっては、大気汚染の影響の低減を図るため、工事の平準化により建設機械及び工事用車両の集中稼働を回避するとともに、極力、最新の排出ガス対策型の建設機械及び最新排出ガス規制に適合した工事用車両を使用することなどを前提に施工計画を十分検討し、工事を実施してまいります。
(2)	建設機械及び工事用車両の使用に当たっては、アイドリング・ストップの併行に努めること。	建設機械及び工事用車両の使用に当たっては、施工業者に対してアイドリング・ストップの指導を徹底してまいります。

表 3(2) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	3. 騒音・振動	事業者の見解
(騒音・振動)	意見の内容	事業者の見解
1	事業計画地に隣接して区立豊海小学校・幼稚園があることから、授業等の妨げとならないように配慮し、次の事項についても十分な対策を講じること。	工事の実施に当たっては、計画地の外周に遮音壁を兼ねた高さ約3mの鋼板製仮囲いを設けるとともに、豊海小学校・幼稚園に近接して解体作業及び建設作業を行う際は、必要に応じて防音シートを設置する、建設機械の丁寧な操作・園舎に近づけない、建設機械の丁寧な操作を心がける等、授業等の妨げとならないように配慮し、極力、騒音・振動の低減に努めます。
(1)	工事用車両の走行に当たっては、過積載を防止するとともに、当該路線の規制速度を遵守すること。	工事用車両の走行に当たっては、施工業者に対して過積載の禁止及び走行速度遵守の指導を徹底してまいります。
(2)	工事用車両や建設機械等の集中稼働を避けるとともに、使用の抑制を図ること。	工事の実施に当たっては、騒音・振動の影響の低減を図るため、工事の平準化により建設機械及び工事用車両の集中稼働を回避するとともに、極力、最新の低騒音型建設機械を使用することなどを前提に施工計画を十分検討し、工事を実施してまいります。 また、工事関係者の通勤は可能な限り公共交通機関の利用に努め、車両を利用して通勤する場合は可能な限り相乗り等を実施し、車両台数の削減に努めてまいります。
(3)	工事の施工中は、工事用車両の走行や建設機械等の稼働に伴う建設作業の騒音・振動について把握し、その低減に努めること。	工事用車両の走行に当たっては、施工業者に対して、走行速度の遵守、計画地周辺における待機駐車等の禁止、アイドリング・ストップ等の指導を徹底し、騒音・振動の低減に努めてまいります。 建設機械の稼働に当たっては、施工業者に対して、丁寧な操作及び高負荷運転の禁止等の指導の徹底のほか、工事区域の境界付近における騒音・振動の状況を把握するためにデジタル表示を行うなどの対策を検討し、騒音・振動の低減に努めます。 また、工事の施行中に工事用車両の走行や建設機械等の稼働に伴う建設作業の騒音・振動及び環境保全のための措置の実施状況について事後調査を実施し、環境影響評価手続の中で東京都に報告してまいります。

表 3(3) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目		4. 日影 意見の内容	事業者の見解
(日影)		1 日影による周辺地域への影響について、地元住民に対して丁寧な説明を行うこと。	日影による影響については、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」に基づく説明時等において、地域住民の方に対して丁寧に説明を行っていきます。
項目		5. 電波障害 意見の内容	事業者の見解
(電波障害)		1 工事の施工中だけではなく、工事終了後にも本再開発事業が原因と認められる電波障害について、対策に努めること。	工事の施工中及び工事の完了後において、計画建築物に起因する新たな電波障害が発生した場合には、調査を行った上で、適切な電波障害対策を講じます。 なお、電波障害に関する問い合わせ窓口は再開発組合に一本化し、連絡先を掲示等で明確にしていきます。 苦情等が生じた場合は、再開発組合が中心となっており、速やかな対応に努めていきます。
項目		6. 風環境 意見の内容	事業者の見解
(風環境)		1 事後調査において風環境の状況を把握し、必要に応じて追加の植栽を行う等の対策に努めること。	工事の完了後においては、事後調査を実施し、予測結果を検証します。事後調査の結果、予測を上回るような風環境が確認された場合には、その原因を解析し、計画建築物による影響が明らかとなった場合には、追加の植栽を行う等、再開発組合が中心となっており、速やかな対応に努めていきます。

表 3(4) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目		7. 景観 意見の内容	事業者の見解
(景観)		1 地区計画やまちづくりガイドライン等に基づき、建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮したものであるよう努めること。	本事業では、「勝どき・豊海地区まちづくりガイドライン」等に基づいて周辺環境及び都市景観に配慮した計画建築物の形態、意匠、色彩等とするため、評価書案に示した以下のような環境保全のための措置を実施していきます。 ・高層棟の隣棟間隔を確保し、壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮する。 ・高層棟の建物コーナー部を面取りし、透明感のある素材を用いることで周囲に対して柔らかな表情をつくる。 ・海辺の水面に映え、軽やかで明るいイメージを高めるため、計画建築物の外観は明るい落ち着いた色彩を基調とし、周辺市街地とも調和した仕上げとする。 2 都の条例やマスタープラン等に適合する計画とし、都市景観との均衡のとれた個性ある美しい空間の創造に努めること。

表 3(5) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
8. その他		
(その他)		
1	「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、本事業の進捗状況にあわせて関係者に対する事前説明を行うとともに、地域住民に対しても丁寧な説明を行うこと。	本事業では、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」に基づき、地域住民の方に対して丁寧な説明を行ってまいります。また、事業の着工前には、工事説明会等を開催し、地元の皆様のご理解・ご協力をいただきながら、事業を進めてまいります。
2	工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問合せや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応すること。	工事の施行中における問合せや相談等に対する受付窓口は再開発組合に一本化し、連絡先を掲示等で明らかにしていきます。 苦情等が生じた場合は、再開発組合が中心となって、速やかな対応に努めていきます。
3	開発による交通量の増加に伴い、周辺の交通渋滞が懸念されるため、関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止に努めること。	本事業による工事用車両及び関連車両の発生集中交通量は、周辺道路の現在の交通量に対して小さく、交通量の増加に伴う周辺の交通渋滞は生じにくいと考えておりますが、事業の実施に当たっては、以下のような配慮により、交通渋滞の防止に努めていきます。 【工事の施行中】 ・工事用車両の出入り時には各ゲートに誘導員を配置し、工事状況に応じたきめ細やかな出入口管理をすることにより、周辺道路への影響低減を図る。 ・工事関係者等の通勤は可能な限り公共交通機関の利用に努め、車両を利用して通勤する場合は可能な限り相乗り等を実施し、車両台数の削減に努める。 ・施業者に対して工事用車両の走行ルートのご守及び走行速度遵守の指導を徹底する。 【工事の完了後】 ・居住者や利用者に対して路上駐車禁止を啓発していく。

表 4 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
1. 全般		
	東京都環境影響評価条例に基づき環境影響評価審査案に対する区長意見については、特にありません。	本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、環境影響評価手続において事業者が実行とした環境保全のための措置を確実に実施していくことで、環境影響の低減に努めていきます。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項の規定により、平成二十九年七月二日執行予定の東京都議会議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

基準となる日

平成二十九年六月二十二日。ただし、年齢については、七月二日

登録を行う日

平成二十九年六月二十二日

公 告

東京都議会議員選挙の立候補予定者に対する

説明会の開催について

平成二十九年七月二日執行予定の東京都議会議員選挙に立候補を予定する者に対する説明会を次のとおり行う。

平成二十九年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	日 時	場 所
千代田区	平成29年5月17日 午後2時	千代田区役所4階会議室
千代田区	平成29年5月17日 午後2時	千代田区九段南一丁目2番1号
中央区	平成29年5月9日 午後1時30分	中央区役所本庁舎8階第1会議室
中央区	平成29年5月9日 午後1時30分	中央区築地一丁目1番1号
港区	平成29年5月12日 午後2時	港区役所9階911~913会議室
港区	平成29年5月12日 午後2時	港区芝公園一丁目5番25号
新宿区	平成29年5月15日 午後2時	新宿区役所本庁舎6階第2委員会室
新宿区	平成29年5月15日 午後2時	新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
文京区	平成29年5月15日 午後1時30分	文京区役所21階会議室
文京区	平成29年5月15日 午後1時30分	文京区春日一丁目16番21号
文京区	平成29年5月15日 午後1時30分	文京区ビックセブンタワー21階
台東区	平成29年5月19日 午前10時	台東区役所10階1001会議室
台東区	平成29年5月19日 午前10時	台東区東上野四丁目5番6号
墨田区	平成29年5月15日 午後2時	墨田区役所会議室122(区役所12階)
墨田区	平成29年5月15日 午後2時	墨田区吾妻橋一丁目23番20号
江東区	平成29年5月15日 午後1時30分	江東区役所7階第7会議室
江東区	平成29年5月15日 午後1時30分	江東区東場四丁目11番28号
品川区	平成29年5月19日 午後1時30分	品川区役所第二庁舎5階252・253会議室
品川区	平成29年5月19日 午後1時30分	品川区広町二丁目1番36号
目黒区	平成29年5月20日 午後2時	目黒区総合庁舎地下1階第15会議室
目黒区	平成29年5月20日 午後2時	目黒区上目黒二丁目19番15号
大田区	平成29年5月21日 午後2時	大田区役所11階第5・6委員会室
大田区	平成29年5月21日 午後2時	大田区蒲田五丁目13番14号
世田谷区	平成29年5月14日 午前10時	世田谷区民会館2階集会室
世田谷区	平成29年5月14日 午前10時	世田谷区世田谷四丁目21番27号
渋谷区	平成29年5月20日 午後2時	渋谷区役所飯庁舎保健所講堂
渋谷区	平成29年5月20日 午後2時	渋谷区渋谷一丁目18番21号
渋谷区	平成29年5月20日 午後2時	渋谷区役所飯庁舎第2庁舎1階
中野区	平成29年5月20日 午後2時	中野区役所7階第10会議室
中野区	平成29年5月20日 午後2時	中野区中野四丁目8番1号